

○印西市環境審議会条例

平成元年5月12日条例第14号

改正

平成4年3月9日条例第14号  
平成6年6月20日条例第23号  
平成7年3月30日条例第17号  
平成8年3月26日条例第80号  
平成9年3月28日条例第25号  
平成12年3月15日条例第9号  
平成20年12月22日条例第29号  
平成22年3月17日条例第43号  
令和5年12月19日条例第29号

印西市環境審議会条例

(設置)

**第1条** 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、印西市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、環境の保全に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ、答申するほか、必要と認める事項について、調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 環境の保全に関し学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体の代表
- (4) 公募により選出された市民

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長になる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

**第7条** 審議会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、環境経済部環境保全課において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成4年3月9日条例第14号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則** (平成6年6月20日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に印西町公害対策審議会委員の職にある者については、その任期中に限り、改正後の印西町環境審議会条例の規定により、印西町環境審議会委員に委嘱されたものとみなす。

(印西町公害防止条例の一部改正)

3 印西町公害防止条例(昭和60年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「印西町公害対策審議会」を「印西町環境審議会」に改める。

**附 則** (平成7年3月30日条例第17号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則** (平成8年3月26日条例第80号)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、この条例による改正前の印西町環境審議会条例の規定により委員に委嘱されている者は、この条例の相当規定により委嘱されたものとみなす。ただし、委員の任期は、平成9年6月11日までとする。

**附 則** (平成9年3月28日条例第25号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則** (平成12年3月15日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(印西市環境審議会委員、印西市都市計画審議会委員及び印西市防災会議委員の任命に係る経過措置)

3 この条例の施行の際、現に委員である者は、改正後の印西市環境審議会条

例、印西市都市計画審議会条例及び印西市防災会議条例の規定に基づいて任命された委員とみなす。ただし、その任期は、この条例の施行における委員としての残任期間に相当する期間とする。

**附 則**（平成20年12月22日条例第29号）

この条例は、平成20年12月25日から施行する。

**附 則**（平成22年3月17日条例第43号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

（任期の特例）

2 平成22年3月23日から平成23年8月27日までの間に審議会の委員に委嘱される者（補欠の委員として委嘱される者を除く。）の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成23年8月27日までとする。

**附 則**（令和5年12月19日条例第29号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。